

●香川県告示第48号

昭和39年香川県告示第421号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正し、平成25年2月5日から施行する。

平成25年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 三本松港港湾隣接地域		2 三本松港港湾隣接地域	
(1) 指定地域の範囲		(1) 指定地域の範囲	
地区名	区 域	地区名	区 域
横 内	略	湊	<u>基点第1号から30度に引いた線、基点第1号から基点第15号までを順次結んだ線及び基点第15号から35度に引いた線と水際線により囲まれた陸域</u>
		三本松	
		横 内	略
(2) 基点の位置		(2) 基点の位置	
		第1号	<u>北緯34度14分59秒、東経134度21分36秒、白鳥町湊字上所2038番地の19地先の標柱</u>
		第2号	<u>基点第1号から255.5度160メートル、白鳥町湊字上所197番地の標柱</u>
		第3号	<u>基点第2号から190度31メートル、白鳥町湊字上所197番地の標柱</u>
		第4号	<u>基点第3号から264.5度33メートル、白鳥町湊字上所202番地地先の標柱</u>
		第5号	<u>基点第4号から244度180メートル、白鳥町湊字上所220番地の標柱</u>
		第6号	<u>基点第5号から266.5度170メートル、白鳥町湊字上所231番地1の標柱</u>
		第7号	<u>基点第6号から275度153メートル、白鳥町湊字川西373番地地先の標柱</u>
		第8号	<u>基点第7号から284.5度298メートル、白鳥町</u>

第16号・第17号

略

第9号

湊字川西417番地の2の標柱

基点第8号から293度130メートル、大内町三本松21番地の8地先の標柱

第10号

基点第9号から203度131メートル、大内町三本松18番地の1地先の標柱

第11号

基点第10号から306度145メートル、大内町三本松22番地の2地先の標柱

第12号

基点第11号から6度125メートル、大内町三本松42番地の7地先の標柱

第13号

基点第12号から286度64メートル、大内町三本松75番地の5地先の標柱

第14号

基点第13号から296.5度253メートル、大内町三本松2253番地の1地先の標柱

第15号

基点第14号から306度604メートル、大内町三本松2261番地の33地先の標柱

第16号・第17号

略